

1 求人受理時の事務費用 0 円

2 求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス（職業紹介サービス）

成功報酬

（期間の定めのない雇用契約の紹介の場合）

当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30%

（期間の定めのある雇用契約の紹介の場合）

当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30%

手数料負担者は求人者とします。

3 求人の 充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス（職業紹介の付加サービス）

※上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合

成功報酬

当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30%

手数料負担者は求人者とします。